

2 令和6年度指導監査実施計画

(1) 基本方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）に対する指導監査は、法人及び施設の適切な運営実施並びにより良い利用者処遇の確保を図るため、厚生労働省が制定した、「社会福祉法人指導監査実施要綱」「老人福祉施設指導監査指針」「障害者支援施設等指導監査指針」「児童福祉行政指導監査実施要綱」「生活保護法保護施設指導監査要綱」等に基づき、従来通り根拠に基づいた客観性・妥当性のある指導監査を実施することとする。

(2) 実施方法

ア 指導監査の種類

指導監査の種類	概要
一般監査	実地監査を基本として実施する（2－（3）及び（4）参照）。
随時監査	調査・確認等が必要と認められる場合には、随時、実地監査を行う。
特別監査	一般監査の結果、運営等に重大な問題を有する法人及び施設、その他特に必要があると認められる法人及び施設に対し、随時実地監査を行う。

イ 一般監査における重点確認項目

効果的かつ効率的な指導監査を実施するため、「サービスの質の確保、利用者保護の観点等から重要と考えられる項目」及び「令和4・5年度の一般監査状況から重要と考えられる項目」を抽出し、次のとおり、特に重点的に確認及び指導を行う。

指導監査の項目	重点確認項目
法人運営	<ul style="list-style-type: none">○評議員・役員の選任手続は適正か。○理事会・評議員会の決議の省略を行った場合には、その手続が適正に行われているか。○法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。○基本財産の管理運用が適切になされているか。
施設管理・処遇	<ul style="list-style-type: none">○直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。○非常時に対する避難設備（階段、避難器具）が整備され、点検されているか。また、防犯について配慮されているか。○食事摂取基準に基づく栄養管理を行った献立で給食は提供されているか。また、食中毒対策が適切に行われているか。○保育所の職員による、不適切保育の未然防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。（保育施設のみ）○保育所保育指針等に規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各保育所の実情に応じて適切な保育が行われているか。（保育施設のみ）○安全計画の策定を含め、園児の事故防止及び事故発生時の対応に関する措置を講じているか。（保育施設のみ）
法人・施設会計	<ul style="list-style-type: none">○社会福祉法人会計基準に準拠した計算書類等を作成しているか。また適切な会計処理が行われているか。○内部牽制体制が確立されているか。○法人で規定された経理規程に基づき、適正な運営が行われているか。
確認監査	<ul style="list-style-type: none">○利用定員や特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例が遵守されているか。○施設型給付費等の請求が適正に行われているか。

ウ 監査結果通知の取扱い

指摘区分	内容
文書指摘	法令・通知等の違反が認められる場合は、文書で指導し、改善結果の報告を求める。
口頭指摘	法令・通知等の違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合は、次回の監査において改善状況を確認する。なお、「口頭」とはいうものの、事後の管理のため文書で通知する。
助言	法令又は通知等の違反がない場合でも、法人運営について資するものと考えられる事項については、助言を行う。

【改善指導に従わない場合】

文書指摘の指導を行い、定められた期限を経過しても改善が図られない場合は、社会福祉法第56条等の規定に基づき改善勧告、勧告に従わない旨の公表、改善命令、業務の全部又は一部の停止命令、役員の解職勧告、解散命令を行う。

(3) 一般監査計画 社会福祉法人

法	監査対象	対象総数	計画数 (実地監査)	前年比	実施頻度
社福	社会福祉法人	70	47	+35	3年に1回

令和6年度は保育所を運営する法人に対する法人監査の実施年となるため、前年度と比較して一般監査計画数は増加予定である。

(4) 一般監査計画 社会福祉施設等

法	監査対象	対象総数	計画数		前年比		実施頻度
			実地	書面	実地	書面	
児童 福祉	母子生活支援施設	1	1		0		1年に1回
	保育所(認可外除く)	84	72	12	-1	+1	
	保育所型認定こども園	6	6		0		
	家庭的保育事業等	18	15	2	-1	+1	
認定こども園	幼保連携型認定こども園	5	5		0		計画的
子ども・子育て支援	特定教育・保育施設	113	7		+7		
	特定地域型保育事業所	18	0		0		
老人福祉	養護老人ホーム	2	0		-2		3年に1回
	特別養護老人ホーム	17	1		-8		
社会福祉	障害者支援施設	4	0		-3		
	軽費老人ホーム	1	0		-1		
	ケアハウス	5	0		-3		
生活保護	救護施設	2	0		0		
		276	121		-10		

令和6年度は老人福祉施設等を対象とする施設監査は1施設のみ実施予定のため、総計画数は前年度比で減少予定である。また、令和4年度途中から中止していた特定教育・保育施設等への確認監査については、令和6年度から令和9年度までの4か年計画で実施予定。